

(平成24年2月8日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認京都地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの 1 件

国民年金関係 1 件

(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの 8 件

国民年金関係 5 件

厚生年金関係 3 件

第1 委員会の結論

申立人の昭和49年11月から50年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和15年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和49年11月から50年3月まで

夫が、国民年金の加入手続時に役所の係員から、2年か3年遡って国民年金保険料を納付することができるという聞いて、昭和49年4月からの保険料を納付してくれており、途中の同年11月から50年3月までを納付していないはずがない。未納となっていることには納得できないので調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

国民年金保険料納付の前提となる申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和51年10月に払い出されていることが、同手帳記号番号払出簿により確認でき、申立人は、この時点で、過年度納付が可能であった49年4月以降、申立期間を除き、国民年金保険料を前納などにより全て納付していることが確認できることから、申立人の国民年金加入後における保険料納付意識は高かったものと考えられる。

また、申立期間は5か月と短期間である上、申立人は、申立期間直前の昭和49年4月から同年10月までの国民年金保険料を51年10月7日に、申立期間に後続する50年4月から51年3月までの保険料を同年12月1日にそれぞれ過年度納付していることが領収済通知書により確認でき、当時、A市では加入手続時に、納付可能な過年度期間について納付勧奨を行い国庫金納付書を交付していたことを踏まえると、申立期間の保険料についても、前後の期間と同様に過年度納付したものとみても不自然ではない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和60年8月から63年1月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和40年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和60年8月から63年1月まで

昭和60年頃、母親が私の国民年金の加入手続を行い、申立期間の国民年金保険料について、当時、自宅に来ていた集金人に納付してくれていたはずである。「これがあなたの年金手帳やから」と言って、私の名前が入った年金手帳を見せてくれたことを記憶しており、申立期間が未納とされていることには納得できないので、調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、その母親が、昭和60年頃に国民年金の加入手続を行い、申立期間の国民年金保険料を集金人に納付してくれていたと主張している。

しかしながら、国民年金保険料納付の前提となる申立人の国民年金手帳記号番号は、前後の被保険者の記録から、昭和63年5月に払い出されたものと推認できることから、申立人は、この頃国民年金に加入したものと考えられ、このことは、A市が国民年金の加入状況、保険料の納付状況等を記録している国民年金収滞納リストに、申立人は、昭和63年度から登載され、申立期間当時は、同市において被保険者として管理されていなかったこととも整合している上、A市の集金人制度は既に廃止されており、申立内容とは符合しない。

また、申立人が国民年金に加入した上記の時点では、申立期間の一部は既に時効により国民年金保険料を納付できず、申立期間の保険料を納付するには過年度納付及び特例納付によることとなるが、特例納付が実施されていた時期ではなく、申立人からは遡って保険料を納付したとの主張も無

い。

さらに、申立人の母親又は申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない上、別の国民年金手帳記号番号による納付の可能性を検証するため、申立人について、婚姻前の氏名を含め複数の読み方で検索したが、該当者はおらず、別の同手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も存しない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人は申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和52年10月から53年3月までの期間及び同年7月から54年8月までの期間の国民年金保険料については、付加保険料を含め納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和27年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和52年10月から53年3月まで
② 昭和53年7月から54年8月まで

私は、昭和50年12月に婚姻してから専業主婦をしていたが、54年9月から夫の父親が経営する会社で働くことになり、51年1月から54年8月まで未納であった国民年金保険料を実家の父親に納付してくれるように依頼したところ、父親は快く引き受けてくれ、同年9月頃に、「納付を済ませた。」と聞いたことを記憶している。父親は、17年前に他界しているので、いつ頃、納付してくれたのか等、詳細は分からないが、申立期間に係る付加保険料を含む国民年金保険料について、納付してくれていたはずであり、未納となっていることには納得できないので、調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和50年12月に婚姻し、54年9月からその夫の父親が経営する会社で働き始めることとなった際、婚姻後、未納になっていた申立期間の国民年金保険料を実家の父親に依頼し、まとめて納付してもらったと主張している。

しかしながら、A県B市が国民年金保険料の納付状況等を記録している申立人に係る国民年金被保険者名簿では、昭和51年1月から52年3月までの保険料については、過年度納付していることが、同年4月から同年9月までの期間及び53年4月から同年6月までの期間の保険料については

付加保険料を含めて現年度納付していることが確認できるものの、申立期間①及び②については未納とされ、これは申立人に係る当時の国民年金被保険者台帳である特殊台帳の記録及びオンラインの記録とも一致している。

また、C社会保険事務所（当時）が保管していた上記の特殊台帳がB市を管轄するD社会保険事務所（当時）へ移管されたのは、昭和52年12月26日であることが国民年金手帳記号番号払出簿の記録により確認できることから、申立人は、この頃B市において、国民年金に係る住所変更手続を行ったものと推認できるとともに、上記の過年度納付が、納付時効の関係から53年4月末までの間に行う必要があることを踏まえると、申立人がその父親に未納となっている国民年金保険料の納付を依頼した時期は、52年12月頃から53年4月末までの間であると考えられ、依頼を受けた父親は、その時点で遡及納付が可能であった上記の期間について、国庫金納付書により過年度納付を行ったものとみるのが自然である。

さらに、申立期間①及び②は、延べ3年度にわたり20か月に及ぶことから、現年度の国民年金保険料の納付書は7枚必要となり、これら全てについて納付記録が漏れるとは考え難い。

加えて、申立人の父親又は申立人が申立期間①及び②の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない上、別の国民年金手帳記号番号による納付の可能性を検証するため、申立人について、E県内及びA県内全てを対象に婚姻前の氏名を含め複数の読み方で検索したが、該当者はおらず、別の同手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も存しない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人の父親又は申立人は申立期間①及び②の付加保険料を含む国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和51年1月から60年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和31年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和51年1月から60年12月まで

申立期間の国民年金保険料が未納となっているが、昭和51年頃、父親が国民年金の加入手続を行い、保険料を納付してくれており、22歳頃からは自身で保険料を納付している。保険料は、毎月、集金に来ていた金融機関の職員に預けており、一括納付はしていない。申立期間が未納とされていることには納得できないので、調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の国民年金保険料について、昭和51年頃、その父親が国民年金の加入手続を行い、保険料を納付してくれており、22歳頃からは自身で保険料を納付していると主張している。

しかしながら、国民年金保険料納付の前提となる申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和63年4月に払い出されていることが同手帳記号番号払出簿により確認できることから、申立人は、この頃国民年金に加入したものと推認され、このことは、A市が国民年金の加入状況、保険料の納付状況等を記録している国民年金収滞納リストに、申立人が昭和62年度から登載され、申立期間当時は、同市において被保険者として管理されていなかったこととも整合しており、申立内容とは符合しない上、申立人が国民年金に加入した時点では、申立期間は既に時効であったことから、保険料を納付できなかったものと考えられる。

なお、申立人は、上記の国民年金加入時点において、時効とならず遡って納付可能な昭和61年1月から62年3月までの国民年金保険料を63年4

月 21 日に過年度納付し、62 年 4 月から 63 年 3 月までの保険料を同年 4 月 23 日に現年度納付していることがオンライン記録により確認できる。

また、申立人の父親又は申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない上、別の国民年金手帳記号番号による納付の可能性を検証するため、申立人について、姓は「B（漢字）」及び「C（カナ）」、名は「D（漢字）」及び「E（カナ）」を含め、氏名を複数の読み方で検索したが、該当者はおらず、別の同手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も存しない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和36年7月から51年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和16年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年7月から51年3月まで

昭和39年頃、A市B区役所の職員が自宅に来たので、母親と共に説明を聞いて国民年金に加入し、その際、過去の未納分の国民年金保険料を数万円納付した。その後は、数か月ごとに集金により納付し、受領通帳に印鑑を押してもらい、昭和45年5月に婚姻してからは、妻が納付書により郵便局で納付していたので、調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和39年頃に国民年金の加入手続を行い、その際、過去の未納分の国民年金保険料を数万円納付し、その後は、数か月ごとに集金により保険料を納付し、45年5月に婚姻してからは、申立人の妻が夫婦二人分の保険料を納付書により郵便局で納付していたと主張している。

しかしながら、国民年金保険料納付の前提となる申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和53年6月に払い出されていることが同手帳記号番号払出簿により確認できることから、申立人は、この頃国民年金に加入したものと推認され、このことはA市が国民年金の加入状況、保険料の納付状況等を記録している国民年金収滞納リストに申立人が昭和53年度から登載され、申立期間当時は、同市において被保険者として管理されていなかったこととも整合しており、申立内容とは符合しない。

また、申立人は、上記の国民年金加入後、遡及納付が可能であった昭和52年4月から53年3月までの国民年金保険料（2万6,400円）を54年1月9日に過年度納付していることが領収済通知書により確認でき、同様に

納付済みである 51 年 4 月から 52 年 3 月までの保険料（1 万 6,800 円）についても過年度納付したものと考えられる。

この点については、申立人は、国民年金加入時点で、既に 35 歳を超えており、60 歳まで国民年金保険料を納付しても老齢基礎年金の受給資格期間（300 か月）を満たすことができないため、遡って納付可能な 2 年度分の保険料について、受給権確保の観点から、過年度納付したものと推認できるものの、申立期間は既に時効のため保険料を納付できなかったものと考えられる。

さらに、申立人は、昭和 45 年 5 月に婚姻してからは、その妻が納付書により、郵便局で国民年金保険料を納付していたと主張しているが、A 市では 51 年 3 月までの保険料の収納方法は国民年金手帳に印紙を貼って検認印を押す印紙検認方式であり、納付書による納付は同年 4 月から行われ、郵便局で保険料の現年度納付が可能となったのは、63 年 4 月以降であることから、この点においても申立内容とは符合しない。

加えて、申立人又はその妻が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない上、別の国民年金手帳記号番号による納付の可能性を検証するため、申立人について、氏名を複数の読み方で検索したが、該当者はおらず、別の同手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も存しない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和45年4月から56年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和22年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和45年4月から56年3月まで
勤務先を退職後、昭和45年5月頃に国民年金に加入し、その後、途中で口座振替にするまでは、納付書によりA郵便局窓口で、夫婦二人分の国民年金保険料を一緒に納付していたので、調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和45年5月頃に国民年金の加入手続を行い、その後、口座振替にするまでは、納付書によりA郵便局窓口で、夫婦二人分の国民年金保険料を一緒に納付していたと主張している。

しかしながら、国民年金保険料納付の前提となる申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和57年3月に払い出されていることが同手帳記号番号払出簿により確認できることから、申立人は、この頃国民年金に加入したものと推認され、このことはB市が国民年金の加入状況、保険料の納付状況等を記録している国民年金収滞納リストに申立人が昭和56年度から登載され、申立期間当時は、同市において被保険者として管理されていなかったこととも整合しており、申立内容とは符合しない。

また、B市では、昭和51年3月までの国民年金保険料の収納方法は国民年金手帳に印紙を貼って検認印を押す印紙検認方式であり、納付書による納付は同年4月から行われ、郵便局で保険料の現年度納付が可能となったのは、63年4月以降であることから、この点においても申立内容とは符合しない。

さらに、申立人が国民年金に加入した上記の時点では、申立期間の大半

は既に時効により国民年金保険料を納付できず、これを納付するには、特例納付及び過年度納付によることとなるが特例納付が実施されていた時期ではなく、申立人からは遡って納付したとの主張も無い。

加えて、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない上、別の国民年金手帳記号番号による納付の可能性を検証するため、申立人について、婚姻前の氏名を含め複数の読み方で検索したが、該当者はおらず、別の同手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も存しない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正 14 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 22 年 4 月 5 日から同年 7 月 1 日まで

昭和 54 年に A 社会保険事務所（当時）が発行した「厚生年金保険被保険者に関する資格期間確認票」には、B 株式会社の資格喪失日は 22 年 7 月 1 日と記載されているが、申立期間は厚生年金保険被保険者期間になっていない。22 年 6 月 30 日まで勤務していたので、調査の上、資格喪失日を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

B 株式会社は既に適用事業所ではなくなっている上、申立期間当時の事業主も死亡しており、申立人の申立期間における勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認することができない。

また、複数の同僚に照会したが、申立人を記憶している者はいないことから、申立人の申立内容に係る供述を得ることはできない。

さらに、申立人は、「厚生年金保険被保険者に関する資格期間確認票」において、B 株式会社に係る資格喪失日は昭和 22 年 7 月 1 日と記載されていると主張しているが、同確認票作成の原資料である同社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立人の資格喪失日は同年 4 月 5 日と記載されている上、厚生年金保険被保険者台帳に記載された厚生年金保険被保険者期間は同年 4 月資格喪失であった場合の月数と一致しているなど、同年 7 月 1 日が資格喪失日であることをうかがえる記載は確認できないことから、同資格確認票の作成時に転記の誤りがあったものと推認できる。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認で

きる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

京都厚生年金 事案 2773 (事案 1147 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 12 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 9 年 3 月 1 日から 11 年 7 月 31 日まで

平成 9 年 3 月 1 日から A 株式会社に勤務したが、厚生年金保険の加入記録は、11 年 8 月 1 日から同年 8 月 24 日までとなっている。前回の申立てで、記録の訂正は必要ないとの通知を受けたが、A 株式会社での厚生年金保険被保険者期間が 24 日しかないことに納得できない。新たな資料として雇用保険被保険者証及び雇用保険受給資格者証を提出し再申立てをする。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る前回の申立てについては、A 株式会社は、申立期間当時の賃金台帳等関連資料は保管されておらず、申立人の勤務実態及び厚生年金保険料の控除については不明と回答していること、申立期間当時被保険者であった複数の元同僚は、申立人は同事業所でパート社員として勤務していた旨を供述しており、そのうちの一人は、すべてのパート社員は平成 11 年 8 月 1 日から厚生年金保険に加入することとなったと供述していること等を理由として、既に当委員会の決定に基づき、21 年 10 月 16 日付け年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

申立人は、今回の申立てにおいて、新たな資料として、雇用保険被保険者証及び雇用保険受給資格者証を提出しているが、前回の申立ての際に、申立人が、A 株式会社において平成 10 年 4 月 27 日から 11 年 8 月 23 日まで雇用保険に加入していたことは確認済みである。

また、今回の申立てについて、前回の調査対象者とは別に、申立人と同様に A 株式会社において平成 11 年 8 月 1 日に厚生年金保険被保険者資格を取得し

た複数の同僚及び申立人が記憶する複数の同僚に照会を行ったが、申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる供述を得ることができない上、複数の同僚が、全てのパート社員は平成11年8月1日から厚生年金保険に加入することとなった旨を供述している。

そのほかに当委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

京都厚生年金 事案 2774

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 22 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和41年4月1日から45年4月30日まで
(株式会社A)
② 昭和45年5月20日から47年12月21日まで
(B株式会社)
③ 昭和48年4月1日から同年7月1日まで
(C社)

申立期間の厚生年金保険被保険者期間について、脱退手当金が支給済みとなっているが、私は社会保険事務所(当時)に請求した覚えは無いので、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

D年金事務所が保管する申立期間に係る脱退手当金裁定請求書には、「受付 50. 1. 28 E社会保険事務所」及び「支払済 50. 3. 28 D社会保険事務所」の押印が確認でき、「希望の受領場所」の欄には、申立人の当時の住所地近くの「F銀行 G支店」と記載されている上、職歴欄には、申立期間に係る「株式会社A、B株式会社、C社」が記載されている。

また、C社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿の申立人の欄には、脱退手当金の支給を意味する「脱手」の表示が確認できる上、申立期間に係る脱退手当金は、申立期間①から③までの厚生年金保険被保険者期間を通算して算出され、未請求となっている期間は無く、支給額は法定支給額に一致しているなど、一連の事務処理に不自然さはないと認められ、申立期間に係る脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情も見当

たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。